

制度概要

長崎市スタートアップ創出促進保証（略称:長SSS）		
目 的	長崎市内で、新たに事業を開始又は実施するために必要となる資金の円滑化を図るとともに、経営者保証を不要とすることで長崎市内における創業を積極的に支援することを目的とする。	
保 証 の 対 象 （ 資 格 要 件 ）	次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)から(7)のすべてに該当するもの。 (1)長崎市内において、新たに事業を開始しようとする者であって、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ②中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの (2)長崎市内において、会社を設立した日以後5年を経過していない者であって、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの ②中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの (3)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないものであって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、上記(2)①に掲げる創業者とみなされるもの。 (4)保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること。 (5)会社の代表者が次のいずれかに該当するもの。 ①商工会議所又は商工会の指導を受け事業計画書を策定した者で、商工会議所又は商工会の推薦を得たもの ②認定特定創業支援を受けたもの (6)事業開始までに、住所(会社の場合は登記簿上の所在地)を長崎市内に有していること (7)市税を完納していること	
対 象 資 金	長崎市内で、新たに事業を開始または実施するために必要となる設備資金及び運転資金	
保 証 条 件	貸付限度額	3,500万円以内 ※他の創業関連保証、スタートアップ創出促進保証、再挑戦支援保証と合算して3,500万円以内
	保証期間	運転資金 7年以内（うち据置 1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置 1年以内） 申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。
	返済方法	原則として、均等分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担 保	不要
	保 証 人	不要
	貸付利率	年1.40%
保 証 料 率	基準料率	年1.00%
	適用料率	申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。
	保証料補助	長崎市が年0.80%を補助する。
責 任 共 有	責任共有制度の対象外（100%保証）	
取扱金融機関	十八親和銀行、長崎銀行、福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、たちばな信用金庫、長崎三菱信用組合、商工組合中央金庫、三菱UFJ銀行	
申 込 時 添 付 書 類	①長崎商工会議所、東長崎商工会、長崎市北部商工会、長崎南商工会のいずれかが発行する「長崎市内中小企業創業資金に係る推薦書」または認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市長の証明書(写し) ②創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用) ③市税等の納税証明書(未納がない旨のもの) ④その他保証協会が必要とする書類	
金 融 機 関 の 責 務 及 び 報 告	①金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(以下「ガバナンスチェックシート」という。)の提出を受けるものとする。 ②金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。	
実 施 日	令和7年5月8日 創設	